



E-mail: kikaku@city.nikaho.lg.jp
URL: www.city.nikaho.akita.jp

013
00184-43-751
00184-62-9

申込・問合せ先 〒018101

92 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1 にかほ市役所総務部企画情報課 ふるさと納税担当(企画情報係)



市民の皆さんからもふるさと納税制度にご理解いただき、特に県外在住の知人やご縁のある方々に、「ふるさとを応援する寄附金」の呼びかけにご協力を願っています。

申込方法



ふるさと納税制度とは

平成20年4月に都道府県・市区町村に対する寄附金税制が大幅に拡充され、都道府県・市区町村へ寄附した場合に、現在、在住する自治体の住民税などが、寄附金額に応じて一定額控除されることになりました。これを「ふるさと納税制度」と呼び、「生まれ育った地域、就労や就学などで滞在した地域を応援したい」と思う、納税者の気持ちを生かそうとする制度です。

寄附金の活用方法

各市区町村等にお寄せいただいた寄附金は、皆さんの思いにお応えする事業に充当します。にかほ市では、次のような施策(メニュー)を予定しています。事業相当額に達するまでは

頑張る「にかほ市」を応援！ みらい創造 ふるさと納税制度

「にかほ市みらい創造基金」として積み立てます。

「にかほ市のふるさと納税活用メニュー」

- ① ふるさとの豊かな自然環境や美しい景観を保全したい
例：鳥海国立公園、仁賀保高原、勢至公園、奈曾の白滝、象潟(九十九島) など
- ② 古くから伝わる伝統芸能や地域文化・史跡等を後世に残したい
例：山根館跡、由利海岸波除石垣、おくのほそ道三崎山旧街道、冬師番楽、金浦神楽、小滝のチョウクライ口舞など
- ③ 環境保全・環境浄化に努め、循環型社会を形成したい
例：ブナの植樹や市民が親しめる森づくり事業、里地・里山の緑をまもる活動支援事業、河川湖沼の水質保全と海岸美化事業、生ゴミ堆肥化・木質

にかほ市における 地上デジタル放送について

NHKと民間放送各社では地上デジタル放送のエリア拡大に努めており、にかほ市の大部分の地域では、既に秋田市大森山にあるデジタル送信所からの電波が、おおむね良好に受信できるようになってきています。

象潟地区では平成21年に開局予定の「象潟デジタル中継局」、院内地区では平成22年に開局予定の「仁賀保院内デジタル中継局」によって、地上デジタル放送を良好に受信できるようになります。

地上デジタル放送の受信方法等については、お近くの電気店などにご相談ください。
※共同受信施設で視聴している場合は、施設をデジタル対応に改修する必要がありますので、施設管理者にご相談ください。



デジタル中継局の設置予定図



なお、大森山からの電波を受信している沿岸部では、春から夏にかけて(4月〜10月頃)比較的天気の良い日に、地上デジタル放送が映らなくなることがあります。これは気象条件によって発生する電波の混信障害です。現在、改善に向けて総務省やNHK、民間放送が協力して調査・検討を行っています。

グ放送に切り替えながら視聴していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。
NHK受信相談コールセンター
☎0570-00-343
4 (ナビダイヤル)
IP電話から ☎044-862-7131
受付時間 午前9時〜午後8時
問合せ NHK秋田放送局 ☎018-825-8110

税控除

ふるさと納税制度では、地方公共団体に対する寄附金(平成20年1月1日以降)のうち5,000円を超える部分については、一定の限度まで住民税と所得税から控除することができます。(下を参照してください)
控除を受けるためには、確定申告が必要となります。申告に必要となる寄附証明書は、申告時期に合わせて送付する予定です。

バイオマス・BDF導入支援事業など
④ ふるさとを担う子どもたちの教育環境を充実させたい
例：幼児教育の充実、読書環境の充実、多様な学習機会の提供など
⑤ その他活力のあるふるさと創造に向け、福祉・産業等を充実させたい
例：福祉子育て支援、高齢者の生活支援、各種福祉サービスの充実、産業・農林漁業の推進、商店街の活性化、滞在型観光の推進、企業誘致の推進、雇用の拡大、その他ふるさと納税者が希望する事業

寄附金控除額の計算例

○夫婦2人世帯
○給与収入700万円
○4万円をふるさとへ寄附
○所得税の限界税率10%
○住民税所得割額293,500円のケース

所得税の控除額 = ③ = 3,500円
住民税の控除額 = ② + ⑤ = 31,500円
控除額の合計 = 35,000円

寄附金 4万円

寄附金控除対象 3万5千円

①適用下限額(寄附金控除の対象外)

③所得税の税額軽減 35,000 × 10% = 3,500

②住民税の基本控除額 35,000 × 10% = 3,500

住民税の税額控除 3万1,500円

④90% - 10% = 80%

⑤住民税の特例控除 35,000 × 80% = 28,000

- ① 都道府県・市区町村に対する寄附金から5,000円を引く
- ※ 複数の寄附をした場合は合計額総所得金額等の30%が限度
- ② ①で求めた額に10%を乗じる…住民税の基本控除
- ③ 所得税の税額軽減額(理論値)を求める
- ④ 90%から③の計算の際に用いた所得税控除率を引く
- ⑤ ①で求めた額に④で求めた率を乗じる…住民税の特例控除
- ※ 住民税所得割の10%が限度